平成２１年（フ）第６１５２号
大阪府枚方市長尾北町２―1845―１　医療法人みどり会介護老人保健施設なごみの里、住民票上の住所大阪府交野市妙見東２丁目12番２号
債務者　坂元　政光
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２１４号
大阪市城東区今福西３丁目６―26、住民票上の住所大阪市城東区今福西１丁目13番28号
債務者　中木村恒子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３３７号
大阪市此花区朝日１丁目９番21号　千鳥橋第一佐藤ビル402
債務者　込山　真樹
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４２９号
大阪府豊中市熊野町１丁目４番65号
債務者　馬場　広志
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４９９号
大阪府茨木市中津町16番25号
債務者　川原　隆志
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５１８号
大阪市城東区永田２―16―15、住民票上の住所大阪市城東区永田２丁目11番９号
債務者　和田　浩司
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５４６号
大阪府寝屋川市池田３―９―26―202、住民票上の住所大阪府寝屋川市春日町26番37号
債務者　福島　充史
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５９３号
大阪府枚方市渚南町４番７号
債務者　西野　英子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６４６号
大阪市東淀川区東淡路１丁目８番25―603号
債務者　東山　絵夢
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６５６号
大阪市東住吉区矢田１丁目13番３―114号
債務者　山本早紀子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７１５号
大阪府高槻市八幡町２番20号
債務者　冨原喜代子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７２３号
大阪府枚方市長尾家具町１丁目８番地の19
債務者　渡部　一夫
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７３５号
大阪市淀川区十三東３丁目12番27号
債務者　田中　　聖
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７４１号
大阪府八尾市志紀町１丁目10番地　ジョイフル大石505号
債務者　森下千代美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７６５号
大阪府茨木市丑寅２丁目15番13号
債務者　谷尻千佐登
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７７６号
大阪市西成区橘２丁目４番20号
債務者　柴田　昭生
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７８０号
大阪府高槻市今城町21番20号
債務者　福本　章二
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部